

高校野球特別規則（２０２０年度版）改正の要点説明

２７ 「申告故意四球の取り扱い」〈撤廃〉

２０１８年度の規則改正（５.０５(ｂ)(１)【原注】、９.１４(ｄ)、定義７）で「申告故意四球（守備側チームの監督が故意四球とする意思を示し、投球することなく打者が一塁へ進めることができる）」の取り扱いが追加されたが、高校野球では導入に対して、運営面での混乱や影響の有無、周知期間等について、慎重な議論を要することから、採用を見送ることとした。その後議論を重ねた結果、運用面での混乱や影響等がないこと、また「投手の障害予防に関する有識者会議の答申」を受け、当連盟の取組みである投球数制限の一環として導入することとした。

「申告故意四球」

申告故意四球の運用は下記のとおりとする。

- ・ 申告故意四球の通告は、守備側チームのベンチからの伝令者が球審へ意思を伝える。（この場合はボールデッドである）
- ・ 守備側チームが打者を連続して申告故意四球にする意思がある場合は、伝令者が最初の通告時に球審へ伝えることもできる。
- ・ 打者は、一度バッタースボックスに入らなければならない。（連続した申告故意四球の場合でも、その時の打者は一度バッタースボックスに入らなければならない）
- ・ 球審は伝令者から通告があった場合は、攻撃側チーム、本部、控え審判委員等に分かるように、大きなジェスチャーと発声で、打者に一塁へ進むように指示する。
- ・ 放送設備がある場合は、打者に「申告故意四球」で一塁を与える旨の放送をする。
- ・ 投球数にはカウントしない。
- ・ 打者の途中のカウントからでも、申告故意四球とする意思を球審に伝えることができる。（その後の投球数はカウントしない）
- ・ 一塁に進んだ打者は、その時の投手の自責点の対象となる。
- ・ 交代したばかりの投手の時に、申告故意四球により打者が一塁に進んだ場合は、投手が一球も投球していないが、５.１０(ｇ)の義務を果たしたことになる。

高校野球特別規則 ２７		撤廃
２８	→	２７ 変更
２９	→	２８ 変更